

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	27	定期監査	意見	普通財産の無償貸付について	総務部	管財課	所管課が管理する普通財産のうち、高司5丁目の都市計画道路の予定地上にある市所有建物を民間事業者に対して無償で貸し付けています。この理由について所管課に確認したところ、「当該建物は、本市が高司5丁目の土地を取得するのにあわせて、寄附を受けたものである。都市計画道路の予定地上に位置しており、市としても利用計画がなく、道路事業実施までの間、借主が返還時に当該建物を解体撤去することを条件に、昭和56年8月から、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第3号を根拠として無償で貸付けを行っている。」旨の説明を受けました。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第3号は、市長において特に必要があると認めるときは、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる旨を規定していますが、市長において特に必要があると認める理由の具体的な内容について確認したところ、「昭和56年8月の貸付決定時の記録を確認したが、具体的な理由は不明である。」旨の説明を受けました。当該普通財産の貸付けについて、当初は無償とすることが妥当であったとしても、すでに44年以上経過しており、当初無償とした理由が今も存続しているのか疑問が残ります。今回の契約更新時には前例踏襲で処理することなく、改めて、当該条例第4条第3号に該当するか検討し、該当するのであればその理由を明らかにしておく必要があると考えます。	現在、有償での貸付も含めて貸付料について検討を行っています。今後の方針について法律相談を行った結果、①貸付期間について、従前からの5年間ではなく、土地の使用許可期間に合わせ1年間とします。②令和8年3月31日で契約期間が満了するので契約更新が必要ですが、価格の算定や借主との交渉等には時間を要することが見込まれるため、今回は貸付料を無償として契約更新を行い、次回更新時までに貸付料の在り方について整理を行い、その結果を踏まえ適切に対応します。 (監査委員としては、当該措置内容では不十分であると考えます。)
7	28	定期監査	意見	専用電話回線について	総務部	管財課	専用電話回線については以下のとおり設置し、年間921,624円を支払っています。 専用回線の必要性について所管課に確認したところ、「大規模災害時等の有事において、公衆網の電話回線が不通となった場合でも、専用線を設けることにより、消防本部や健康センターとの通話可能な電話回線を確保し、災害時にも人命を優先とする情報を必要なタイミングでやり取りできる体制を整えている。回線本数は異なるが、平常時から有事に備えた重要な連絡ツールを確保し、有事の際に備えておくことが重要と考えている。しかし、回線事業者から令和10年度末で専用回線を廃止する旨の通知を受けている。」旨の説明を受けました。支障がないのであれば、回線事業者による令和10年度末の廃止を待つのではなく、前倒しの廃止について検討してください。	宝塚第一病院との専用線については、大規模災害時等の有事の際に備えた連絡手段として設置していたものですが、利用状況や費用対効果を踏まえ、令和8年4月に廃止しました。 他の専用線についても、有事における連絡手段の確保は重要であるものの、近年は職員間の連絡手段としてLOGOチャット等の代替手段の活用が進んでいる状況にあります。 このため、各回線の必要性について改めて精査するとともに、庁内各課及び関係機関と調整の上、支障がないと判断されるものについては回線事業者の廃止を待たずに前倒して廃止する方向で検討を進め、順次見直しを行います。
7	29	定期監査	意見	民間企業への職員派遣における時間外勤務命令について	総務部	人材育成課	本市では、民間企業における、業務の進め方やスピード感、視点、思考などを経験することによる職員の資質向上及び組織への還元等を目的として、地方公務員法第39条第1項に基づく宝塚市職員研修規程第3条第4号の派遣研修として民間企業への職員派遣を実施しています。 派遣先での時間外勤務発生時の取扱いについて所管課に確認したところ、「地方公務員法第39条第1項に基づき実施している研修派遣のため、事前に研修先企業と結んでいる宝塚市職員委託協定書（以下「協定書」という。）に基づき、研修先企業の必要に応じて研修先企業の所属長が時間外命令を行う。」旨の説明を受けましたが、本派遣において、研修生は地方公務員の身分を有したままであるため、研修生への時間外勤務命令を研修先企業の所属長が行うことには疑問が残ります。 派遣先で時間外勤務を行う必要がある場合は、研修生が本市へ連絡し、本市所属長が時間外勤務命令を行うよう見直すとともに、市の事業として実施している以上、法令に適合した内容となるよう協定書の内容を確認してください。	時間外勤務が発生する場合には、研修生が本市へ連絡するよう運用を見直し、令和9年度の派遣協定締結時には、協定書の内容も見直すように進めます。
7	30	定期監査	意見	職員の分限の手続及び効果に関する条例第3条第4項の規定について	総務部	人材育成課	職員の分限の手続及び効果に関する条例（以下「分限条例」という。）第3条第4項では「休職期間が満了したときは、自然退職とする。」と定められています。 当該規定の見解について所管課に確認したところ、「地方公務員は身分を保証されているため、自然退職という措置はできないことから、当該規定は適切ではないと考える。また、これまでに当該規定に則り退職となった職員はいないが、適切ではない規定であることに変わりはないので、条例改正を行う。」旨の説明を受けました。 所管課において、適切ではない規定の存在を認識した以上、遅滞なく分限条例の改正を行ってください。	令和8年6月議会に当該文言を削る条例改正案を提出します。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	31	定期監査	意見	青少年対策協議会について	総務部	くらんど人権文化センター・またに人権文化センター共通	<p>青少年対策協議会（以下「青対協」という。）は、行政、学校及び地域住民の連携強化につとめ、青少年の健全な育成を期することを目的にくらんど人権文化センター及びまたに人権文化センターに事務局が設置されています。一方、アフタースクール課が所管している青少年育成市民会議（以下「市民会議」という。）があり、市民会議は地域ぐるみでの青少年の健全育成を目的としています。</p> <p>市民会議については、設置当初から社会情勢が変化し、学校運営協議会（コミュニティスクール）など目的を同じくする仕組みがほかにあること、また、まちづくり協議会、愛護委員、補導委員、民生児童委員などの活動と重複していること、同一人が複数の団体において役割を担っている場合がある現状を踏まえ、令和7年度をもって事業廃止となります。</p> <p>青対協の事業見直しの必要性について所管課に確認したところ、「青対協は代替となる新しい枠組みが見受けられないこと、学校区ごとにとどまらない広い地域での連携が可能な事業であることから、今後必要ではないかと考えている。」旨の説明を受けました。青対協は市内に蔵人地域及び米谷地域にしか設置されておらず、また、全市的に設置されている。目的、構成員及び活動内容が類似した市民会議が廃止されることから、青対協の必要性について疑問が残ります。青対協の在り方について検討してください。</p>	<p>青少年対策協議会については、監査にて説明した理由に加えて、活動を通して地域・市・学校が交流を深め、連携して青少年を見守っていく意識の醸成にもつながっていることから、今後も必要なものと考えています。</p> <p>なお、活動内容については、メンバーである地域住民や教員、市職員の負担が重くならないよう、検討していきたいと考えています。</p>
7	32	定期監査	意見	土地の無償貸付契約について	総務部	ひらい人権文化センター	<p>財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条では「普通財産は、公共的団体において、公共用又は公益事業の用に供するときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。」とされていることをもって、普通財産である土地2筆を地域の公共的団体に駐車場用地として無償貸付しています。市が土地を所有している経緯について所管課に確認したところ、「地域内における路上駐車防止等の課題を背景に、地元から住環境整備や地域住民のために活用することを目的として市へ寄附を受けたものである。」旨の説明を受けました。</p> <p>土地Aの利用者について確認したところ、「平井南地域における路上駐車を防止し、安全で快適な住環境を守ることを目的とした地域の駐車場として利用されており、主な利用者は、地域関係者4人である。詳細な利用者については把握していない。」旨の説明を受けました。特定の人が利用する駐車場用地を無償で貸し出すことが「公共用又は公益事業の用に供する」に当たるのか疑問が残ります。</p> <p>また、土地Bについては、駐車場用地として無償貸付している土地の上にプレハブが設置されています。この理由について確認したところ、「プレハブは地域の墓地の区画数を増やす工事を行った際に、同地内（墓地）にあったプレハブを撤去したことに伴い、その代替として設置されたものである。市内一斉清掃や墓地の掃除を行う際の道具を保管し、物置として利用されている。プレハブの利用目的が地域住民の福祉の増進に資するものであること、土地の一部にプレハブが設置されてはいるものの車2台分程度は駐車可能な状態にあること、また、地域全体としては駐車場が充足している状況にあることから、当該土地は、地域住民の福祉を増進することを目的として活用されているものと認識している。なお、プレハブの設置について許可する意思決定の書類が残っていない。」旨の説明を受けました。地域全体として駐車場が充足しているにもかかわらず、駐車場用地として無償貸付していること、本来の貸付目的と異なるプレハブを設置していること、またプレハブ設置を許可する意思決定の書類が残っていないことから、無償貸付することが適切であるのか疑問が残ります。</p> <p>土地A及び土地Bともに寄附を受けた経緯、土地の利用者及び利用状況について詳細に調査してください。また、市が土地A及び土地Bを地域の公共的団体に無償貸付する必要性について、次回契約更新時まで検討を行ってください。</p>	<p>監査結果の概要について、契約の相手方に説明を行い、ご意見の趣旨について一定の理解を得るとともに、今後、対応について協議していくことになりました。</p> <p>今後、契約の相手方と協議を行い、次回契約更新時の基本的な対応について、令和8年度末を目途に合意形成に向けて取り組みます。</p> <p>なお、現在の契約期間が満了する令和13年度末（令和14(2022)年3月31日）の前年度の令和12年度中（令和13(2021)年3月31日）を目途に、その時点の地域の状況や社会的な状況等を踏まえて、合意した基本的な方向性に関する時点修正の協議を行う予定です。</p>
7	33	定期監査	意見	バス借上げに係る契約について	総務部	ひらい人権文化センター	<p>体験型人権学習会の実施に際し、大型バスの1日借上げについて3者見積りを行いました。見積りの結果、最安値での見積書提出者（以下「A者」という。）を失格とし、2番目の価格の見積書提出者（以下「B者」という。）と随意契約を締結しています。なお、当日のバスは、B者の自社のものではなく、A者のグループバス会社のバスだったため、結果として、B者に最安値より高い金額を支払い、A者が見積もったバスと同じものを利用した可能性があります。A者を失格とした理由を所管課に確認したところ、「観光バスの事故等の事案の発生を踏まえ、バス借上げに際して、制度の動向を注視していたところ、近畿運輸局、近運自-告示第40号（以下「告示」という。）が出されていることが判明し、より良質な事業者を確保することで、体験型人権学習会をより安全安心に実施するために、告示の基準を参照し、見積金額が告示に基づく最低価格設計額（以下「告示設計額」という。）を下回っていたため失格とした。」旨の説明がありました。しかし、見積依頼書等には見積条件として告示設計額を下回った場合には失格とする条件の記載はなく、独自の基準を設けるのであれば、見積参加者に対してその旨を事前に通知すべきです。また、この告示設計額というのは、バス会社が受領する運賃・料金であり、旅行代理店であるB者が提示した見積額から旅行取扱手数料を引いた後、当日運行したバス会社に、告示設計額以上の運賃・料金が確実に支払われることの保証がなければ、契約の相手方にできなかった考えます。担当課における随意契約を行うに際し、今回のように一般的なではない独自の条件を付す場合は、契約課に相談するなどし、適切な契約事務の執行となるように努めてください。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、来年度の同事業実施に伴うバス事業者選定方法を見直します。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	34	財援等監査	意見	宝塚市立宝塚園芸振興センターの指定管理における承認等手続について	産業文化部	農の魅力創造課	<p>宝塚市立宝塚園芸振興センター（以下「園芸振興センター」という。）の施設に係る利用料金の額は、園芸振興センター条例第10条第2項において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっています。また、利用料金の減免については、同条例第11条に基づき、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、指定管理者が減免することができます。しかしながら、市がこれら承認手続を行っていることの確認ができませんでした。また、園芸振興センターの管理に関する基本協定書第5条第2項に規定される第三者への委託についても市の承認がないなど、不備事例が散見されました。次期指定管理期間のみならず、現指定管理期間においても承認を行ってください。</p> <p>さらに、園芸振興センター指定管理者が行う業務仕様書に規定されている事業計画書及び年次事業報告書の提出内容を確認したところ、会社そのものの事業計画及び事業報告となっており、公の施設の指定管理における計画や実績に係る報告内容ではありませんでした。市として求めている書類が漏れなく提出されているか再確認してください。</p> <p>園芸振興センターの指定管理者については公募によることなく指定されるものですが、非公募であるからこそ、各種手続を遵守しておくことが必要だと考えます。基本的な事務手続を怠らず公の施設としての透明性を確保するよう努めてください。</p>	<p>宝塚市立宝塚園芸振興センターの運営について、条例及び基本協定書の規定に基づき、現在の指定管理期間について、開館時間や利用料金等の承認を行いました。事業計画書及び年次事業報告書につきましても、指定管理者と協議し市が求めている書類に沿った内容を提出いただくよう調整しました。</p> <p>引き続き、園芸振興センター条例および基本協定書に則った書類の提出及び承認を市及び指定管理者両者の手続きに漏れないよう徹底します。</p>
7	35	財援等監査	意見	宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の指定管理について	都市安全部	防犯交通安全課	<p>指定管理者に対して令和6年度宝塚市立自転車等駐車場他事業計画書（以下「事業計画書」という。）の提出を求めたところ、事業計画書については市に提出したものの、原本を保管していない旨の報告が指定管理者からありました。宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場管理に関する基本協定書（以下「駐車場基本協定書」という。）第4条第1項において、「（駐車場基本協定書）第15条に定める事業計画書に従って、業務を実施するものとする。」となっていますが、事業計画書を保管していない状況で、指定管理者が適正に事業の進捗管理を行うことが可能だったのか所管課に確認したところ、「事業計画書については、宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者にかかる管理業務の概要（以下「管理業務の概要」という。）中、Ⅲ自転車等駐車場及び駐車場の管理運営に関する業務の（1）管理運営計画書の作成に基づき、指定管理者から令和5年10月末までに令和6年度事業計画書案の提出を受け、承認していたため、事業実施はできたと考えます。」旨の説明を受けました。しかしながら、事業年度ごとの実施計画及び収支計画などが記載された事業計画書が手元にない中で、本当に事業計画書のとおり業務を実施できたのか疑問が残ります。</p> <p>管理業務の概要において、「指定管理者は、指定期間中の文書の管理について、市の指示に基づき、毎年度、業務毎に分類し、適切に管理すること。」となっていることから、事業計画書を適切に管理するよう指導してください。また、事業計画書における収支計画書の項目と事業報告書における収支計算書の項目が相違しており、計画に対し適切に事業執行されたのか比較が困難な状況となっています。項目ごとに正確な決算額の検証を行えるよう、収支計画書と収支計算書の項目を合わせるよう指導し、収支計画書に基づいた支出となっているのか所管課として確認を行うようにしてください。</p> <p>また、管理業務の第三者への委託については駐車場基本協定書第7条第2項において、「甲の承認を得た上で第三者に委託することができる。」と定められていますが、書面による指定管理者からの申請及び市の承認が行われておらず、承認の事実が確認できませんでした。書面による申請及び承認手続を行うようにしてください。</p> <p>さらに、管理業務の概要において、「日常管理に伴う修繕を実施した際には、修繕の概要、見積書の写し、修繕前後の状況写真を市に提出すること。」となっていますが、見積書の写し及び写真の提出はなく、また、月次報告書の主な内容として苦情とその対応状況が含まれていますが、指定管理者からの月次報告書に苦情に関する報告が一切ないなど、管理業務の概要と相違しています。所管課においては、管理業務の概要の内容を今一度確認するとともにこれを遵守し、業務を実施するよう指導してください。</p>	<p>指定管理者に対し、監査実施時に保管していなかった事業計画書について、適切に毎年度管理・保管することを改めて依頼しました。</p> <p>また、事業計画書における収支計画書の項目と事業報告書における収支計算書の項目が相違していることについても、令和7年度分から書式を改善して提出するよう依頼しました。</p> <p>管理業務の概要と実態が相違していることについては、管理業務の内容を今一度確認するとともにこれを遵守し、業務を実施するよう指導してまいります。</p>
7	36	財援等監査	意見	宝塚市立男女共同参画センター指定管理料について	総務部	人権平和・男女共同参画課	<p>指定管理料の積算の考え方について所管課に確認したところ、「歳入については、過年度の利用実績等に基づいて計上している。歳出における人件費は、市の給与水準に基づいて計算した金額を計上し、事業費、施設管理費及びその他経費については、決算額をベースに所要額を算定している。」旨の説明を受けましたが、指定管理者制度による管理を行ってきた実績も明らかになっていることから、人件費の積算を市の給与水準に基づいて積算していることは疑問が残ります。</p> <p>人件費の積算人数と実人員に差がある理由について確認したところ、「平日午前9時から午後5時までについては4名以上の配置に努めることとしており、相談対応、窓口業務、事業運営、施設管理、利用許可、苦情対応、個人情報管理など、同時並行で発生する業務を安定的に実施するためには、常時4名体制を基本とすることが合理的であることから、積算上も4人分の人件費を計上している。一方、実際の配置人数については、指定管理者が業務シフト、非常勤職員の活用、勤務時間の調整等により柔軟に運営しているため、延べ人数と実人員が積算上の4人と一致しない場合がある。特に、夜間や土日祝日は1名以上の配置とされていることから、時間帯別の配置人数の違いにより、実人員ベースでは差が生じる構造となっている。所管課としては、積算人数4人はあくまで業務を安定的に遂行するために必要な最低基準を金額算定上モデル化したものであり、実際の雇用人数や勤務形態までを固定するものではないと整理している。重要なのは、業務仕様書で求める配置基準及びサービス水準が確保されているかであり、これについては、職員配置表や勤務シフトの提出、月次・年次報告、現地確認等を通じて継続的に確認している。現時点において、配置基準違反や業務遂行上の支障は認められておらず、積算方法及び人員配置は妥当であると判断している。」旨の説明を受けました。</p> <p>実際の雇用人数や勤務形態までを固定するものではないことは一理解しますが、実際に配置されている人員は、勤務形態が多種にわたり、人件費の積算人数より多くなっています。</p> <p>指定管理者制度は公の施設の管理について、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として導入されたものであることから、実際に配置されている人数が業務仕様書で求めているサービス水準に照らして過剰な人員配置となっていないか確認し、より効率的な運営を行うよう指導してください。</p>	<p>現行、指定管理料における人件費の算定は、市の給与水準に基づき、業務を安定的に遂行するために想定される人数（4名）をモデルとして計上しております。実際の運用については、職員配置表や勤務シフトの提出、月次・年次報告、現地確認等により、業務仕様書で定められたサービス水準が確保されていることを継続的に確認しております。</p> <p>今後は、現行の市基準（4名想定）と指定管理者の実際の運用（シフト制・延べ9名程度）との乖離を踏まえ、実態に即した人件費の積算方法及び予算設計が行えるよう検討・改善してまいります。これにより、効率的かつ適正な指定管理料の算定を目指してまいります。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	37	財援等監査	意見	宝塚市立長谷牡丹園の管理に関する基本協定書について	産業文化部	北部振興企画課	本市では、宝塚市立長谷牡丹園の管理について、宝塚市立長谷牡丹園条例第4条に基づき指定管理により管理を行うため、西谷仕事人との間で、令和4年4月1日に宝塚市立長谷牡丹園の管理に関する基本協定書（以下「牡丹園基本協定書」という。）を締結しているところですが、これとは別に同日付けで宝塚市立長谷牡丹園の管理に関する覚書（以下「覚書」という。）も締結しています。牡丹園基本協定書とは別に覚書を締結していることについて所管課に確認したところ、「本来であれば牡丹園基本協定書に業務仕様書等も添付する必要があったが、基本協定等締結後、業務仕様書等が漏れていることが発覚したため、（後日）改めて業務仕様書、各別表を含む添付資料一式を新たに覚書として締結した。」旨の説明を受けました。令和4年4月1日からの指定管理業務開始に当たって所管課の変更があり、その際の事務の引継ぎに不備があったことも要因と思われますが、今回の更新時には牡丹園基本協定書の締結前に添付書類も含めて内容の点検を行い、基本協定書に不備がないようにしてください。	指定管理更新時には、基本協定書の締結前に業務仕様書および各別表を含む添付書類一式の内容確認を徹底し、協定書に不備が生じないように努めます。
7	38	財援等監査	意見	貸与備品の管理について	産業文化部	北部振興企画課	宝塚市立長谷牡丹園の管理に当たっては、市から備品64点が貸与されています。これら貸与備品の確認について所管課に確認したところ、「貸与備品の確認については、年に1度、4月に抽出確認を行っている。」旨の説明を受けました。しかしながら、今回、公の施設の指定管理者監査として現地確認を実施したところ、貸与備品のうち台車については確認することができませんでした。このことについて所管課に確認したところ、「当然あるものと思ひ、抽出確認の対象としていなかったため、確認が漏れていた。」旨の説明を受けました。結果として、令和4年度から4回、所管課による備品の抽出確認は行われていたましたが、台車の所在を確認できていませんでした。市からの貸与備品については適正に管理するよう指定管理者に指導するとともに、指定管理者が業務上必要と判断し、自らの負担で備品を取得した場合は、適正に会計処理されているか確認するようにしてください。	指定管理者に対し、市から貸与している備品の適正な管理を徹底する旨、指定管理者が業務上必要と判断して自ら取得した備品については、その購入経費が適正に会計処理されているかを確認する旨を伝え、それぞれ了承を得ています。また、貸与備品については令和8年度以降各年度ごとに、所管課及び指定管理者にて全数確認を実施することとします。
7	39	財援等監査	意見	施設修繕の負担区分について	産業文化部	農の魅力創造課	宝塚市立農業振興施設の管理に関する基本協定書（以下「施設基本協定書」という。）では、施設修繕の負担区分として、「日常的な補修・修繕工事及び備品の修繕（通常の維持管理又は原状回復に要するもの）であり、見積もり金額が10万円未満（税抜き）のもの」に関しては、指定管理者が負担することが定められています。しかしながら、令和6年度において、10万円未満の修繕工事に、市が修繕費を負担している事例が2件ありました。市が修繕した理由について所管課に確認したところ、「事例1については、業者の現地調査の結果、大規模な修繕になる可能性があったため、市で対応するに至った。事例2については、集荷場は野菜等の生鮮食品を保管する場所で、出入口を修繕して、害虫や埃の侵入を防ぐ必要があった。修繕の実施時期は年度末で、指定管理者が修繕に対応できる予算を使い切っていたため、指定管理者と協議のうえ、市が対応するに至った。」旨の説明を受けました。両事例ともに市が修繕費を負担する理由にはならず、施設基本協定書に則り、指定管理者が負担すべき案件であったと考えます。市が負担した修繕費用について、指定管理者に返還を求めてください。	令和6年度の10万円未満の修繕工事について、市が実施した2件分の費用は、基本協定書の別表2（管理施設の修繕、改修工事に関する負担区分）の通り、指定管理者が負担すべきことを伝えました。市が負担した修繕費について、指定管理者と協議し、市が負担した修繕費は令和8年度の指定管理料から減額します。
7	40	財援等監査	意見	農産物加工施設について	産業文化部	農の魅力創造課	宝塚市立農業振興施設には、市農産物の加工品販売に向けて、開発製造を行うことで、宝塚産農産物の消費拡大、PRに寄与し、農業振興に資することを目的に、農産物加工施設（以下「加工施設」という。）を設置しています。加工施設の利用については、指定管理者が制定した農産物加工施設利用規定（以下「施設利用規定」という。）で定められていますが、利用時間については、宝塚市立農業振興施設条例（以下「施設条例」という。）で定められた開館時間（午前9時から午後8時まで）を市長の承認を受けずに変更し、「原則6時から18時とする。ただし、利用者が利用計画書を提出し、農協が認めた場合は、この限りでない。」としています。また、利用料金については、「15分当たり105円」としています。利用時間について、施設利用規定に定める利用時間外で利用しているのにもかかわらず、利用者から必要な利用計画書が提出されていないことを現地調査で確認しました。また、利用料金について、施設条例では、加工施設の利用料金は「1室あたり1日につき5,000円を超えない額の範囲」と定められていますが、施設利用規定で定める6時から18時まで最大利用した場合1日あたりの利用料金は5,040円となり、施設条例で定める金額を超過することになります。このような現状に対する所管課の見解について確認したところ、「利用時間については、施設条例上の時間や事業計画書など、様々な捉え方ができる状況となっている。これは、利用時間について、指定管理者からの申請がなく、市が承認を行っていないことが原因である。令和8年度からの施設基本協定書を締結する際の諸手続において、利用時間を明確にし、誤解が生じないように処理する。」旨の説明を受けました。宝塚市立農業振興施設の運営に当たり所管課は、条例、規則及び基本協定書並びに指定管理者が制定した各種規定等を遵守して指定管理業務が適正に行われているかどうか確実に確認を行うとともに、遵守されていない場合は遵守するよう必ず指導してください。なお、令和8年度からの施設基本協定書締結時から改めるとしていますが、現在の指定管理期間についても早急に改めてください。	宝塚市立農業振興施設の運営について、条例及び基本協定書の規定に基づき、現在の指定管理期間について、開館時間や利用料金等の承認を行いました。今後、適切な運用ができるよう、指定管理者に適宜、指導し、市及び指定管理者両者の手続きに漏れがないよう徹底します。